

大桑村太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、環境負荷の少ない新エネルギーの活用による自然環境の保全のため、住宅等に太陽光発電システム等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大桑村補助金等交付規則（昭和53年規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金を交付する太陽光発電システム等（以下「対象システム」という。）は次のとおりとする。

対象システム	要件
太陽光発電システム	(1)未使用品であるもの (2) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連携し、かつ、太陽電池の最大出力値（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満のもの (3)発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの (4)電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの
蓄電システム	(1)未使用品であるもの (2)太陽光発電システムに連結し、太陽光発電システムで発電した電力を蓄電するもので、蓄電容量が4キロワット時以上であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し村税等の滞納のない者で、自らが居住するための村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象システムを設置しようとし、補助金の交付申請をした年度内に対象システムの設置等を完了することができるものとする。ただし、当該住宅が自己の所有に属

さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者又は対象システムを設置する村内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者とする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム設置に係る経費（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具、取付施工料）	太陽電池モジュールの最大出力（小数点以下2位未満の端数は、四捨五入とする。）1キロワット当たり3万円を乗じて得た額	15万円
蓄電システム設置に係る経費（定置型蓄電池、付属機器、配線、配線器具、取付施工料）	蓄電システム設置に要した費用の額に10分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	5万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、大桑村太陽光発電システム等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (2) 設置予定箇所の位置図
- (3) 設置予定箇所を確認できる写真又は図面
- (4) 対象システムの形状、規格等が分かるもの（パンフレット等）
- (5) 当該住宅の所有者の承諾書（当該住宅が交付申請者の所有でない場合）

(6) その他村長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対して、大桑村太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、前条第2項に規定する通知を受けた後において補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、大桑村太陽光発電システム等設置補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第8条 村長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更等の承認の可否を決定し、大桑村太陽光発電システム等設置補助金変更・中止・廃止決定書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、対象システムの設置等が完了した日から30日以内又は交付決定の日に属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、大桑村太陽光発電システム等設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 設置状況を示す写真(太陽電池モジュールの写真は枚数の確認できるもの)及び図面
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) 補助対象者の住民票
- (6) その他村長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは補助金の交付額を確定し、大桑村太陽光発電システム等設置補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条の確定通知後、補助対象者が提出する大桑村太陽光発電システム等設置補助金請求書（様式第7号）により補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 村長は、補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当したときは、大桑村太陽光発電システム等設置補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な手段によって補助金を受けたとき。

（補助金の返還）

第13条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示施行前に、改正前の大桑村太陽光発電システム設置補助金交付要綱により補助金の交付を受けた者は、この告示により補助金の交付を受けたものとみなす。